

IBM機械保守サービスのご提供条件

表記のサービスのご提供条件は以下のとおりです

第1条 保守サービス

- IBMは、IBMの所定の仕様どおりの良好な稼働を維持するため、お客様の要請に応じ、表記または別紙の「保守サービスの種類」、「保守サービス時間帯」に基づき故障機械を修理しまたは他の機械に取替えます。また、IBMが適切であると判断した技術的変更、およびIBMが必要と判断した予防保守を行います。
- 部品の取り外しを必要とするサービスについては、これらのサービスにより交換された旧部品または機械はIBMの所有となります。お客様は、取り外された部品または交換された機械がIBM純正部品でありかつ変更されていないこと、および、取り外される部品に取り外しを妨げる担保等の法的な制約がないことを保証します。
- 保守サービスは、日本国内のIBM所定のサービス地域内において提供されます。
- お客様は、保守サービスを要求される場合、プログラム、データおよび取り外し可能な記録媒体ならびにすべてのIBM製以外の部品、付加物または変更物を機械からお取り外しください。
- お客様は、15日前の書面の通知により、「保守サービスの種類」または「保守サービス時間帯」をIBM所定の範囲で変更できます。この場合、変更に応じて保守料金は調整されます。
- 保守サービスには次のサービスは含まれません。
 - 事故、災害、機械の移動、誤用、改造、付加、データ処理目的以外の使用、IBM所定の設備条件に合致しない稼働環境、IBM以外の者により提供されたサービスまたは変更、消耗品等IBM以外の責に帰すべき事由により生じた機械の損壊、パーツIDラベルが変更もしくは取り外された機械の修復または増加したサービス。
 - アクセサリ、サプライ品目、フレーム、カバーおよび電池等の特定品目に対するサービス。

第2条 サービス期間

表記の保守サービス開始日から1年以内に到来する表記の「サービス更新日」の前日までが最初のサービス期間となります。ただし、サービス更新日の1か月前までにお客様またはIBMが書面により更新をしない旨を通知した場合を除き、契約期間は1年間延長され、その後も同様とします

第3条 料金および支払条件

- 「月額保守料金」は、当該月の初日以後に請求されます。1か月に満たない月の料金は、1か月を30日として日割計算されます。
- 「年額保守料金」は、保守サービス開始日に最初のサービス期間について請求され、その後はこれに続く各サービス期間の初日以後に請求されます。1年に満たない期間の「年額保守料金」は1年を365日として日割計算されます。
- お客様の要求によりIBMが「保守サービス時間帯」外、または本契約の範囲外のサービスを提供した場合には、別途IBM所定の料金が請求されます。
- 機械の仕様が変更された場合、仕様変更部分にも本契約が適用され、IBMからの通知により、当該通知書記載の料金が料金開始日より請求されます。
- お客様は料金を請求書の日付から30日以内にお支払いください。

第4条 解約

- お客様は、以下に該当する場合には、IBMに1か月前に書面による通知をして、個々の機械について本契約を解約できます。この場合、支払済の「保守料金」のうち残期間分は返還されます。
 - 保守サービス開始日から6か月経過した場合。
 - 保守サービス開始日から1か月以上経過した機械が設置場所から撤去され、かつ使用中止となった場合。
 - IBMの原因による「保守料金」増額の効力発生日。
- IBMは、保守サービス開始日から1年以上経過した個々の機械について、3か月前に書面による通知により解約できます。この場合、支払済の「保守料金」のうち残期間分は返還されます。

第5条 責任の制限

- IBMが合理的な範囲で繰り返し保守サービスを行ったにもかかわらず、機械を良好な稼働状態に回復できなかった場合には、IBMは、次項の範囲内で損害賠償の責任を負います。
- 前項の場合を含めて、お客様がIBMの責に帰すべき事由に

基づいて救済を求めるすべての場合において、IBMの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対する、損害発生の原因となった当該機械の保守サービス料金の12か月分に相当する金額を限度とする金銭賠償に限られます。

- IBMは、いかなる場合にも、IBMの責に帰すことのできない事由から生じた損害、IBMの有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、第三者からの賠償請求に基づくお客様の損害、データ・プログラムなど無体物の損害および現金等を取り扱う機械に関して生じた現金等の喪失・毀損については、責任を負いません。

第6条 その他

- IBMは、保守サービスにより機械の実行が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、または、すべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
- IBMは、3か月前の書面による通知により、保守料金その他の本契約条件を変更できます。ただし、年額保守料金の変更の効力発生日は、サービス期間の初日となります。
- お客様は、機械の所有者でない場合、本保守サービスを受けることにつき所有者の承諾を得てください。
- お客様は、IBMが保守サービスのため適時かつ安全に作業を行うことができるようにします。
- 両当事者間で取り交わされる情報は、別途IBM所定の機密保持契約書を締結する場合は除き機密として扱いません。
- 本契約の履行に伴い、IBMがお客様から個人情報の開示または提供を受ける場合（次項に定めるもののみの開示または提供を受ける場合を除きます。）は、別紙記載の個人情報取り扱いに関する規定または両当事者間で別途締結するIBM所定の個人情報取り扱いに関する覚書の規定に従い、当該個人情報を取り扱うものとします。
- お客様は、IBMおよびIBMの関連会社がおお客様の連絡先個人情報（名前、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。）を、IBMが営業を行う地域に保存し使用することに同意し、当該情報の使用、開示および再開示について情報主体からの同意を得ていることを確認します。かかる情報はIBMとお客様との取引に関連して管理、使用されるものとし、IBMおよびIBMの関連会社の委託先、IBMビジネス・パートナー、事業継承先に対して、お客様との連絡を含む、それらの一般的事業目的内の用途（例えば、受注処理、販売促進、市場調査等）のために提供されることがあります。
- 本契約に基づきいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合には、時効により消滅します。
- IBMは、IBMが選択する第三者を使用して保守サービスを提供することがあります。
- お客様は、IBMの書面による事前の同意がない限り本契約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡もしくは移転または保守サービスを再販することはできません。
- お客様またはIBMは相手方の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められるときは、相手方に対する書面による通知によりいつでも本契約を解約できます。
- 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

補足説明

- 表記または別紙の「保守サービスの種類」欄の表示は、次のサービスを意味します。
 - ICS:IBM集配によるサービス・センターでの修理または取替
 - GOE:機械設置場所でのお客様による取替
 - IOS:機械設置場所でのIBMによる修理または取替
- (ICS:IBM COURIER SERVICE, COE:CUSTOMER ONSITE EXCHANGE, IOS:IBM ON-SITE SERVICE)
- 上記ICS、COEのサービス提供時間はIBMサービス・センター所定の営業時間とします。
- 修理または取替のいずれかはIBMが選択しサービスを提供します。
- スーパーMA用別紙に記載の対象機械については、添付サービス仕様書記載の「スーパーMA」を提供します。